

学校教育の情報化の推進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となっていることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的とする。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「学校」とは、学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいうこと。

(第二条第一項関係)

- 2 この法律において「学校教育の情報化」とは、学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育（情報及び情報手段（電子計算機、情報通信ネットワークその他の情報処理又は情報の流通のための手段をいう。三の1において同じ。）を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の育成を図るための教育をいう。第三の五において同じ。）の充実並びに学校事務（学校における事務をいう。以下同じ。）における情報通信技術の活用をいうこと。（第二条第二項関係）
- 3 この法律において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいうこと。（第二条第三項関係）
- 4 この法律において「デジタル教材」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として作成される教材をいうこと。（第二条第四項関係）
- 5 この法律において「デジタル教科書」とは、教科書に代えて、又は教科書として使用されるデジタル教材をいうこと。（第二条第五項関係）

三 基本理念

1 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術の特性を生かして、個々の児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育（児童生徒の主體的な学習を促す教育をいう。）等が学校の教員による適切な指導を通じて行われることにより、各教科等の指導等において、情報及び情報手段を主體的に選択し、及びこれを活用する能力の体系的な育成その他の知識及び技能の習得等（心身の発達に応じて、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主體的に学習に取り組む態度を養うことをいう。）が効果的に図られるよう行われなければならないこと。

（第三条第一項関係）

2 学校教育の情報化の推進は、デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われなければならないこと。

（第三条第二項関係）

3 学校教育の情報化の推進は、全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られる

よう行われなければならないこと。

(第三条第三項関係)

4 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われなければならないこと。

(第三条第四項関係)

5 学校教育の情報化の推進は、児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三の八において同じ。)の確保を図りつつ行われなければならないこと。

(第三条第五項関係)

6 学校教育の情報化の推進は、児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われなければならないこと。

(第三条第六項関係)

四 国の責務

国は、三の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すること。

(第四条関係)

五 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すること。

(第五条関係)

六 学校の設置者の責務

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講ずる責務を有すること。

(第六条関係)

七 法制上の措置等

政府は、学校教育の情報化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

(第七条関係)

第二 学校教育情報化推進計画等

一 学校教育情報化推進計画

1 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画（以下「学校教育情報化推進計画」という。）を定めなければならない

らないこと。

(第八条第一項関係)

2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(一) 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針

(二) 学校教育情報化推進計画の期間

(三) 学校教育情報化推進計画の目標

(四) 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(五) (一)から(四)に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

するため必要な事項

(第八条第二項関係)

3 学校教育情報化推進計画は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な計画との調和が保たれたものでなければならないこと。

(第八条第三項関係)

4 文部科学大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、学校教育情報化推進計画を変更するものとする。

(第八条第四項関係)

5 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済

産業大臣その他の関係行政機関の長と協議しなければならないこと。

(第八条第五項関係)

6 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

(第八条第六項関係)

二 都道府県学校教育情報化推進計画等

1 都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならないこと。

(第九条第一項関係)

2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、学校教育情報化推進計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画）を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（3において「市町村学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならないこと。

(第九条第二項関係)

3 都道府県又は市町村は、都道府県学校教育情報化推進計画又は市町村学校教育情報化推進計画を定

め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(第九条第三項関係)

第三 学校教育の情報化の推進に関する施策

一 デジタル教材等の開発及び普及の促進

1 国は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習を促進するため、デジタル教材等（デジタル教材及びデジタル教材を利用するための情報通信機器をいう。2において同じ。）、情報通信技術を活用した教育方法等の開発及び普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(第十条第一項関係)

2 国は、1の施策を講ずるに当たっては、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が円滑に利用することができるデジタル教材等の開発の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(第十条第二項関係)

二 教科書に係る制度の見直し

1 国は、一の1の学習を促進するため、教科書として使用することが適切な内容のデジタル教材につ

いて各教科等の授業においてデジタル教科書として使用することができるよう、その教育効果を検証しつつ、教科書に係る制度（教科書の位置付け及び教科書に係る検定、義務教育諸学校の児童生徒への教科書の無償の供与、教科書への掲載に係る著作物の利用等に関する制度をいう。2において同じ。）について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（第十一条第一項関係）

2 国は、1の措置の実施の状況等を踏まえ、学校における情報通信技術の活用のための環境の整備の状況等を考慮しつつ、教科書に係る制度の在り方について不断の見直しを行うものとする。

（第十一条第二項関係）

三 障害のある児童生徒の教育環境の整備

国は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（第十二条関係）

四 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保

国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする事。

(第十三条関係)

五 学校の教職員の資質の向上

国は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善及び情報教育の充実並びに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るため、学校の教員の養成及び学校の教職員の研修を通じたその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする事。

(第十四条関係)

六 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備

国は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする事。

(第十五条関係)

七 学習の継続的な支援等のための体制の整備

国は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を学校間及び学校の教職員間で適切に共有する体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする事。

(第十六条関係)

八 個人情報保護等

国は、児童生徒及び学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする事。

(第十七条関係)

九 人材の確保等

国は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保、養成及び資質の向上を図られるよう、必要な施策を講ずるものとする事。

(第十八条関係)

十 調査研究等の推進

国は、デジタル教材の教育効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関

する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の研究開発等の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。こと。
(第十九条関係)

十一 国民の理解と関心の増進

国は、学校教育の情報化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。こと。
(第二十条関係)

十二 地方公共団体の施策

地方公共団体は、一から十一までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。こと。
(第二十一条関係)

第四 学校教育情報化推進会議

一 政府は、関係行政機関（文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機関をいう。二において同じ。）相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとする。こと。
(第二十二条第一項関係)

二 関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学校教育情報化推

進専門家会議を設け、一の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

(第二十二條第二項關係)

第五 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則關係)